

綾
部
市

Ayabe City

おくやみ ハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

綾部市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

綾部市役所 0773-42-3280（代表）

事前準備について

綾部市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/26203>



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、綾部市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

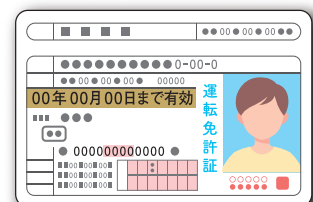
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 資格確認書等（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入していた方）
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給者証（老人、障害、ひとり親）等
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

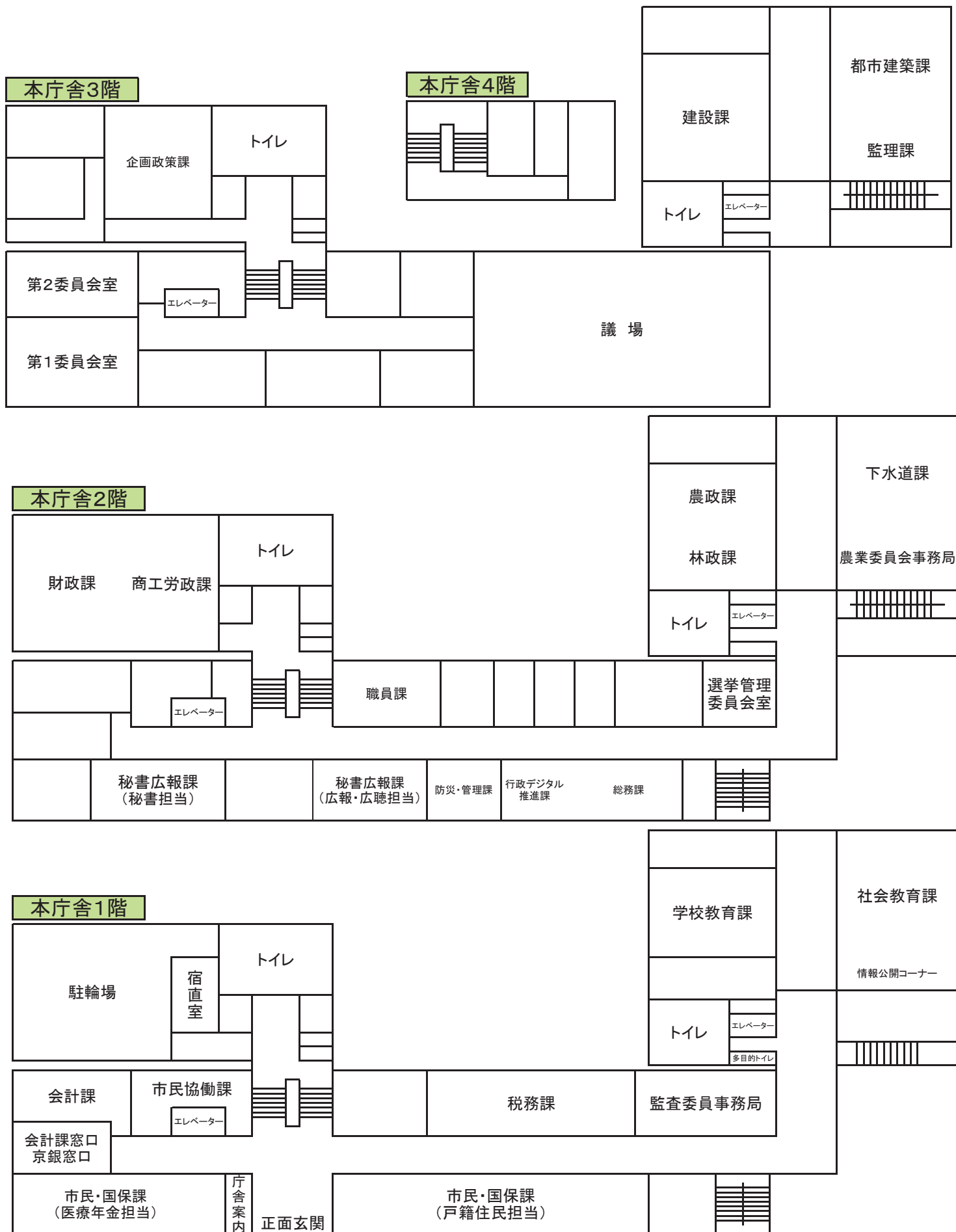
本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 等
 - ☐ 2点で本人確認できる書類
 - 健康保険・後期高齢者医療制度の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳、学生証 等
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



庁舎配置図





死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	外国人住民であった	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	☐	国民年金に加入、または受給していた	P.11
	☐	厚生年金に加入、または受給していた	
	☐	共済年金に加入、または受給していた	P.12
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	税金の納付が済んでいない	P.13
	☐	市民税・府民税・森林環境税が課税されていた	P.14
	☐	固定資産を持っていた	P.15
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16
	☐	軽二輪(125cc超250cc下)・二輪の小型自動車(250cc超)・軽自動車(三輪・四輪)を所有していた	P.17
介護保険	☐	65歳以上または要介護(要支援)認定を受けていた	P.18
福祉(高齢者)に関する手続き	☐	福祉医療費受給者証(老人)を交付されていた	P.19
	☐	緊急通報装置を利用していた	
	☐	認知症高齢者支援事業(GPSの貸与)を利用していた	
	☐	高齢者等見守りサービス補助金の交付を受けていた(ハローライトの利用)	P.20
	☐	介護用品支給チケットの交付を受けていた	
	☐	訪問理美容サービス利用券の交付を受けていた	P.21
	☐	配食サービスを利用していた	

区分	☒	該当事項	詳細ページ
福祉（障害）に関する手続き	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.22
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入、または年金を受給していた（扶養年金）	P.24 P.25
	☐	自立支援医療受給者証を利用して入院・通院していた	P.26
	☐	福祉医療費受給者証（障害）または重度心身障害老人健康管理事業対象者証を交付されていた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.27
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子育て支援医療を受給していた	P.28
	☐	福祉医療（ひとり親家庭等）を受給していた	
	☐	養育医療を受給していた	P.29
	☐	妊娠届出をしていた	
その他	☐	上水道・下水道を使用していた	P.30
	☐	市営住宅に住んでいた	
	☐	農地（または採草放牧地）を所有していた	P.31
	☐	森林を所有していた	
	☐	高齢者等ごみ出し支援を利用していた	P.32
	☐	し尿のくみ取りをしていた	
	☐	無償貸与の防災ラジオを使っていた	P.33
	☐	犬を飼っていた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却（任意）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方の個人番号は、マイナンバーカードを破棄した後は、確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してから破棄をされるか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード（任意） ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民・国保課 戸籍住民担当 ☎ 0773-42-4245

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民・国保課 戸籍住民担当 ☎ 0773-42-4245

外国人住民であった

手続き 在留カード、特別永住者証明書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が外国人住民であった場合、在留カード等を入管に返却する必要があります。	14日以内
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の在留カード ☐ 亡くなられた方の特別永住者証明書	市民・国保課 戸籍住民担当 ☎ 0773-42-4245 出入国在留管理庁 ☎ 045-370-9755（代表）

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 異動届（喪失）の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、死亡による資格を喪失する届出が必要です。世帯主が亡くなられた場合は、世帯員の資格確認書等の差し替えが必要です。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人
	①同一世帯の方
	②その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等 ☐ 世帯全員の資格確認書等（世帯主が死亡の場合）	市民・国保課 医療年金担当 ☎ 0773-42-4246

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	市民・国保課 医療年金担当 ☎ 0773-42-4246

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失届書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、死亡による資格を喪失する届出が必要です。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書等	市民・国保課 医療年金担当 ☎ 0773-42-4253

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	市民・国保課 医療年金担当 ☎ 0773-42-4253

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合は、市役所へお問い合わせください。	お問い合わせください。 手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	市民・国保課 医療年金担当 ☎ 0773-42-4253

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	お問い合わせください。 手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0773-42-4269

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書 ☐ 納付書	税務課 管理担当 ☎ 0773-42-4231

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 管理担当 ☎ 0773-42-4231

MEMO

市民税・府民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届（市・府民税）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・府民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・府民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届（市・府民税）」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※書類の提出がない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	相続開始を知った日から 3ヶ月以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
【相続される場合】 ☐ 相続人代表者指定届（市・府民税） 【相続放棄される場合】 ☐ 相続放棄申述受理通知書の写し（相続放棄をした人すべて）	税務課 市民税担当 ☎ 0773-42-4235 管轄の家庭裁判所 京都家庭裁判所 福知山支部 ☎ 0773-22-3663

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、その固定資産に関する納税通知書等は、届出のあった相続人代表者に送付させていただきます。相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※書類の提出がない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。 ※相続登記が未了の場合は、別途、法務局での相続登記の手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
【相続される場合】 ☐ 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 【相続放棄される場合】 ☐ 相続放棄申述受理通知書の写し（相続放棄をした人すべて）	税務課 固定資産税担当 ☎ 0773-42-4244

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
	手続き可能な人
	①相続人 ②その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ ②の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0773-42-4235

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	①相続人 ②その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ ②の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0773-42-4235

4. 税金に関する手続き

軽二輪（125cc超250cc下）・二輪の小型自動車（250cc超）・軽自動車（三輪・四輪）を所有していた

手続き① 軽二輪（125cc超250cc下）・二輪の小型自動車（250cc超）の手続き

手続き詳細	期 限
申告先 近畿運輸局京都運輸支局 申告先所在地 京都市伏見区竹田町向代町37	【廃車の手続き】 亡くなられた日から30日以内 【相続人への名義変更】 亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	申告先窓口におたずねください。
必要なもの	問い合わせ先
申告先窓口におたずねください。	近畿運輸局京都運輸支局 ☎ 050-5540-2061

手続き② 軽自動車（三輪・四輪）の手続き

手続き詳細	期 限
申告先 軽自動車検査協会京都事務所 申告先所在地 京都市伏見区竹田町向代町51-12	【廃車の手続き】 亡くなられた日から30日以内 【相続人への名義変更】 亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	申告先窓口におたずねください。
必要なもの	問い合わせ先
申告先窓口におたずねください。	軽自動車検査協会京都事務所 ☎ 050-3816-1844

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護（要支援）認定を受けていた

手続き 被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証等は、お亡くなりになった月に介護サービスを利用されていた場合には事業所、施設で被保険者証等の確認を受けてから返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証（全員） ☐ 介護保険負担割合証（認定を受けていた方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ） ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（該当者のみ）	高齢者支援課 介護保険担当 ☎ 0773-42-4261

手続き 高額介護サービス費等の申請、振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費等の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができない場合に手続きが必要です。	支給決定通知から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込先の確認のための預金通帳等	高齢者支援課 介護保険担当 ☎ 0773-42-4261

手続き 送付先登録用紙の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方あてに市から保険料変更決定通知等を送付します。	可能な限りひと月以内に
一人暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先登録用紙をご提出ください。	手続き可能な人
なお、既に送付先登録をされていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はありません。	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 送付先に登録する方の氏名、住所が確認できるもの	高齢者支援課 介護保険担当 ☎ 0773-42-4261

6. 福祉（高齢者）に関する手続き

福祉医療費受給者証（老人）を交付されていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証（老人）、福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証をお持ちの場合は、資格喪失届出の上、受給者証等を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉医療受給者証（老） ☐ 福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

緊急通報装置を利用していた

手続き 緊急通報装置の返却（電話機取付機、携帯用通報機の返却）

手続き詳細	期 限
緊急通報装置の取り付けられた電話回線は、解約できない場合があります。機器の返却は直接市にお届けいただくか、専用の回収袋で返却してください。個人での取り外しが困難な場合は業者が訪問します。（訪問は派遣料等が必要になります。）	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族、本人を支援されていた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緊急通報装置（本体・ペンダント型通報装置）	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

認知症高齢者支援事業（GPSの貸与）を利用していた

手続き 廃止届とGPSの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が認知症高齢者支援事業をご利用の場合は、GPS本体を必ず市に返却してください。返却されない場合は、サービス提供事業者から損害金（R7年度現在：10,000円）が請求されます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族、本人を支援されていた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ GPS本体	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

高齢者等見守りサービス補助金の交付を受けていた（ハローライトの利用）

手続き 利用中止届とハローライトの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者等見守りサービスをご利用の場合は、補助金変更等の届出をしてください。見守りサービスで利用していたハローライトはサービス提供事業者に連絡の上、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族、異常時の通知先に登録された方、本人を支援されていた方
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

介護用品支給チケットの交付を受けていた

手続き 介護用品支給チケットを返却してください

手続き詳細	期 限
交付した介護用品支給チケットが残った場合は市に返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族、本人を支援されていた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護用品支給チケット	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

MEMO

6. 福祉（高齢者）に関する手続き

訪問理美容サービス利用券の交付を受けていた

手続き 訪問理美容サービスの利用券を返却してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が訪問理美容サービスをご利用の場合は、残った券は市に返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族、本人を支援されていた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 訪問理美容サービス利用券	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

配食サービスを利用していた

手続き 市または配食事業者を利用停止の連絡をしてください

手続き詳細	期 限
配食サービスを利用中の高齢者等が亡くなられた場合、利用停止の連絡をしてください。 ※入院、施設利用等で既に停止されている場合は不要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎ 0773-42-4259

MEMO

7. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還、返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害者支援課 相談支援担当 ☎ 0773-42-4318

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障害者支援課 障害者福祉担当 ☎ 0773-42-4254

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障害者支援課 障害者福祉担当 ☎ 0773-42-4254

7. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可）	子育て支援課 子育て担当
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	☎ 0773-42-4252
☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	
☐ 印鑑	

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

心身障害者扶養共済制度に加入、または年金を受給していた(扶養年金)

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 扶養年金の加入証書または口数追加証書 ☐ 亡くなられた方の死亡診断書または死体検案書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票の除票（原本） ☐ 給付金管理者（指定がある場合）の住民票記載事項証明書 ※府内の方は不要 ☐ 年金を受給する方の住民票記載事項証明書 ☐ 年金を受給する方の振込口座の通帳コピー	障害者支援課 相談支援担当 ☎ 0773-42-4318

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。なお、請求には加入1年以上が要件となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 扶養年金の加入証書または口数追加証書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票（原本） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票記載事項証明書 ☐ 弔慰金振込先口座の通帳コピー	障害者支援課 相談支援担当 ☎ 0773-42-4318

7. 福祉（障害）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入、または年金を受給していた(扶養年金)

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票または除籍謄本（原本） ※府内の方は不要	障害者支援課 相談支援担当
☐ 扶養年金の加入証書または口数追加証書	☎ 0773-42-4318

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して入院・通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	障害者支援課 相談支援担当 ☎ 0773-42-4318 （育成医療は子育て支援課） ☎ 0773-42-4252

福祉医療費受給者証（障害）または重度心身障害老人健康管理事業対象者証を交付されていた

手続き 受給者証または対象者証の返却、資格喪失届の提出、未請求分の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療（障害）または重度心身障害老人健康管理事業を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	資格喪失届の提出は速やかに
	未請求分の請求は診療月から5年以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証または対象者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害者支援課 障害者福祉担当 ☎ 0773-42-4254

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更が必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 ☐ マイナンバーカード等の個人番号がわかる公的な書類 ☐ 金融機関の通帳または、キャッシュカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要です。ので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

子育て支援医療を受給していた

手続き 受給者証の返納、喪失の手続き

手続き詳細	期 限
子育て支援医療を受給していた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子育て支援医療費受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

福祉医療（ひとり親家庭等）を受給していた

手続き 受給者証の返納、喪失の手続き

手続き詳細	期 限
福祉医療（ひとり親家庭等）を受給していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方の福祉医療費受給者証（ひとり親家庭等） ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

8. 子どもに関する手続き

養育医療を受給していた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療を受給していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 子育て担当 ☎ 0773-42-4252

妊娠届出をしていた

手続き 妊婦支援給付金の手続き

手続き詳細	期 限
妊娠届出後に死産された場合、胎児の人数を届け出ていただくことで胎児の人数×5万円の給付金を受け取れます。	事実が確認された日から 2年以内
	手続き可能な人
	胎児の母
必要なもの	問い合わせ先
胎児の数が確認できるもの（母子健康手帳等）	こども支援課 母子保健担当 ☎ 0773-42-0020

MEMO

9. その他の手続き

上水道・下水道を使用していた

手続き 所有者・使用者・世帯人数の変更手続き、閉栓の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有者や使用者の場合、所有者・使用者の変更手続きが必要となります。 また、井戸水等を宅内で使用しており、公共下水道・農業集落排水・市が管理する浄化槽に接続されている場合、使用人数の変更手続きが必要です。 使用を中止する場合は、閉栓の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人、または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新しい所有者・使用者の印鑑	上水道課管理担当 ☎ 0773-42-1815 下水道課管理担当 ☎ 0773-42-4294

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市建築課へお問い合わせください。どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 ・名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 ・住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 ・異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。なお、承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	都市建築課 住宅・空家等対策担当 ☎ 0773-42-4284

9. その他の手続き

農地（または採草放牧地）を所有していた ★

手続き 農地（または採草放牧地）の相続届出の手続き

手続き詳細	期 限
相続により農地または採草放牧地の権利を新たに取得した方は、農業委員会に届出が必要です。（遺産分割、包括遺贈を含みます） ※法務局での相続登記手続きも別に必要です。	農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出 （様式は農業委員会事務局にあります）	相続人
☐ 相続人以外が手続きする場合は委任状	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0773-42-4269

森林を所有していた ★

手続き 森林の土地の所有者届出

手続き詳細	期 限
死亡者が、森林を所有されていた場合、新たに所有者となった方は、相続登記（名義変更）完了後90日以内に、「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	相続登記（名義変更） 完了後90日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 対象の森林の土地の登記事項証明書の写し（所有者が誰から誰に変わったのかわかるもの）	相続人
☐ 対象の山林の位置がわかる位置図（公図または住宅地図等の写し）	問い合わせ先
	林政課 ☎ 0773-42-4362

★農地所有、森林所有いずれの場合も必要な手続き

手続き 農林業者労働災害共済の加入者

手続き詳細	期 限
農林作業中の不慮の災害により死亡された場合、遺族共済見舞金が支給があります。	事故発生後30日以内
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	農政課 ☎0773-42-4266
	手続き可能な人
	相続人

高齢者等ごみ出し支援を利用していた

手続き 利用の廃止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた場合は廃止届が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境政策課 クリーンセンター担当 ☎ 0773-42-1489

し尿のくみ取りをしていた

手続き し尿のくみ取りの登録の取消、名義変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられてし尿のくみ取りが不要になったり、世帯主が変わった場合はし尿くみ取り登録変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	環境政策課 衛生公苑担当 ☎ 0773-42-1500

MEMO

9. その他の手続き

無償貸与の防災ラジオを使っていた

手続き 防災ラジオの返却

手続き詳細	期 限
防災情報等の取得が困難である方等を対象に、防災ラジオの無償貸与を行っております。 貸与を受けた人が亡くなられた場合は、防災・危機管理課にご返却ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 防災ラジオ	防災・危機管理課 ☎ 0773-42-4222

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた場合は登録事項の変更届が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	保健推進課 ☎ 0773-42-0111

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号等 ※年金を受給していた場合は、年金証書も必要です。 ※請求書にマイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類等の添付が不要となる場合があります。 【問い合わせ・手続き先】 お近くの年金事務所

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	綾部警察署 ☎ 0773-43-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄 する健康福祉センター （保健所）へお問い合 わせください。	中丹東保健所 ☎ 0773-75-0805 （代表）
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の 手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求 等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告 等	所轄の税務署 福知山税務署 ☎ 0773-22-3121
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記 等	京都地方法務局 福知山支局 ☎ 0773-22-3043
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図 (3親等内の親族)

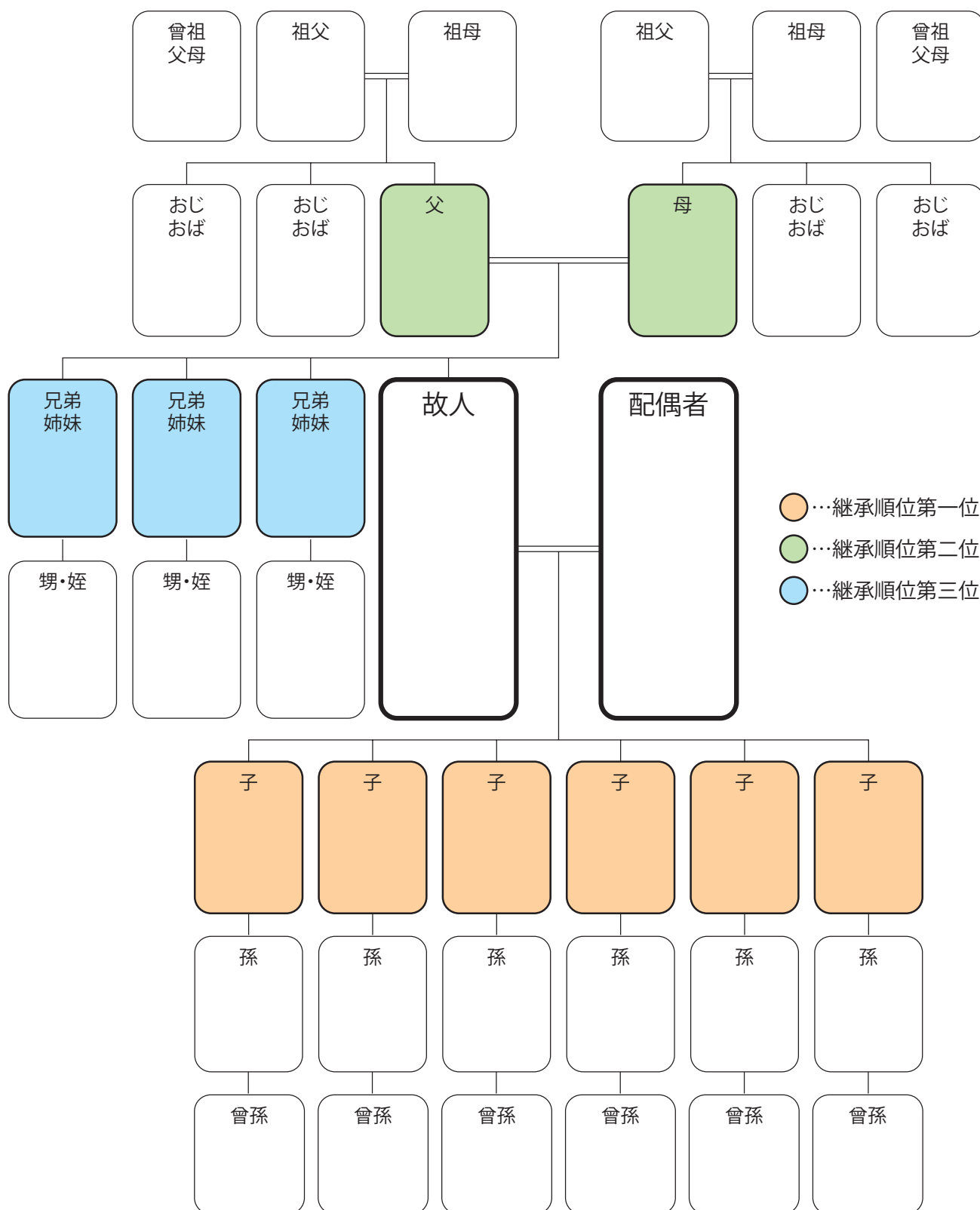
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

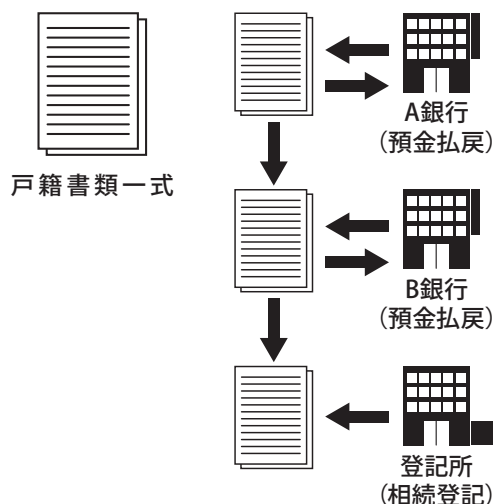
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

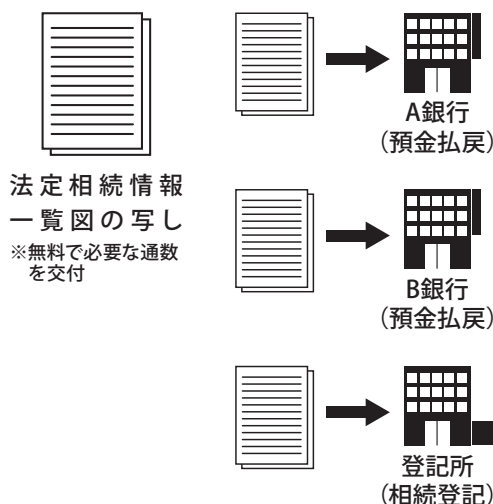
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)綾部市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

発 行 綾部市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 8 月

